

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 （4・1 掲示）	1

-----  
規 則  
-----

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年4月1日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第39号**

**高知県行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1款 総務部各課の分掌事務（第13条－第28条）」  
を  
「第1款 総合企画部各課の分掌事務（第13条－第15条の5）  
第1款の2 総務部各課の分掌事務（第16条－第28条）」  
に、「文化生活スポーツ部各課」を「文化生活部各課」に、「第53条の2」を「第64条」に改め、  
「第6款の2 中山間振興・交通部各課の分掌事務（第54条－第64条）」  
を削り、「観光振興部各課」を「観光振興スポーツ部各課」に、「第75条」を「第75条の3」に、  
「第1節 総務部に属する出先機関  
第1款 東京事務所（第122条－第124条）  
第1款の2 公文書館（第124条の2・第124条の3）  
第2款 県税事務所（第125条－第130条）  
第2節 削除」  
を  
「第1節 総合企画部に属する出先機関（第122条－第124条）  
第2節 総務部に属する出先機関  
第1款 公文書館（第124条の2・第124条の3）  
第2款 県税事務所（第125条－第132条）」  
に、「文化生活スポーツ部に」を「文化生活部に」に改める。  
第7条の表中

総務部	秘書課	
	政策企画課	
	広報広聴課	
	法務文書課	
	行政管理課	
	人事課	
	職員厚生課	
	財政課	執行管理室

	税務課	税外債権対策室
	市町村振興課	
	デジタル政策課	D X 推進室
	管財課	

を「

総合企画部	政策企画課	
	秘書課	
	広報広聴課	
	デジタル政策課	D X 推進室
	中山間地域対策課	鳥獣対策室
	移住促進課	
	交通運輸政策課	航空戦略室
総務部	財政課	執行管理室
	法務文書課	
	行政管理課	
	人事課	
	職員厚生課	
	税務課	税外債権対策室
	市町村振興課	
	管財課	

に、「

長寿社会課	福祉・介護人材対策室
-------	------------

を「

長寿社会課	福祉・介護人材対策室 介護予防・地域支援室
-------	--------------------------

に、「

文化生活スポーツ部	文化国際課	まんが王国土佐室
	歴史文化財課	県史編さん室
	県民生活課	
	私学・大学支援課	
	スポーツ課	

を「

文化生活部	文化国際課	まんが王国土佐室
	国民文化祭課	
	歴史文化財課	県史編さん室
	県民生活課	
	私学・大学支援課	

に、「

計画推進課	
産学官民連携課	イノベーション推進室

を「

産業政策課	
産業イノベーション課	産学官民連携室

に改め、「

中山間振興・交通部	中山間地域対策課	
-----------	----------	--

	移住促進課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

を削り、

商工政策課	
-------	--

を

商工政策課	担い手対策室
-------	--------

に、

観光振興部	観光政策課	おもてなし室
	国際観光課	
	地域観光課	

を

観光振興スポーツ部	観光政策課	おもてなし室
	国際観光課	
	地域観光課	
	スポーツ課	
	スポーツツーリズム課	

に、「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改める。

第10条の見出しを「（産業政策課員駐在所）」に改め、同条中「計画推進課が」を「産業政策課が」に、「計画推進課員駐在所」を「産業政策課員駐在所」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（用地対策課員駐在所）

**第11条の2** 用地対策課が所掌する事務の一部を行うため、四万十市に用地対策課員駐在所を置く。

第12条の見出しを「（公園上下水道課員駐在所）」に改め、同条中「公園下水道課が」を「公園上下水道課が」に、「公園下水道課員駐在所」を「公園上下水道課員駐在所」に改める。

第2章第2節第1款の款名を次のように改める。

**第1款** 総合企画部各課の分掌事務

第13条及び第14条を次のように改める。

（政策企画課）

**第13条** 政策企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- （2）部内の予算、組織及び定数に関すること。
- （3）部内の事務事業全般の見直しに関すること。
- （4）部内の事務の総合調整に関すること。
- （5）県の重要政策の立案及び推進に関すること。
- （6）県行政の総合調整に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- （7）庁議、政策調整会議及び企画会議の運営に関すること。
- （8）地方分権に関すること。
- （9）全国知事会及び四国知事会に関すること。
- （10）四国4県連携事業に関すること。
- （11）地方拠点都市地域の整備に関すること。
- （12）振興拠点地域の整備に関すること。
- （13）国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に関すること。
- （14）東京事務所に関すること。
- （15）高知県こうちふるさと寄附金基金その他「こうちふるさと寄附金」に関すること。
- （16）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に関すること。
- （17）総合教育会議の運営に関すること。
- （18）地方創生（人口ビジョン及び地方版総合戦略）に関すること。
- （19）部内の他の課の主管に属しないこと。

（秘書課）

**第14条** 秘書課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）秘書に関すること。
- （2）庁内の政策調整に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第15条の次に次の4条を加える。

（デジタル政策課）

**第15条の2** デジタル政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）高知県デジタル化推進計画の総合的推進に関すること。
- （2）情報システムの調達に関すること。
- （3）庁内ネットワークの運用管理及び情報セキュリティに関すること。
- （4）産学官民の連携による地域のデジタル化の推進に関すること。
- （5）地域における情報通信基盤の整備に関すること。
- （6）公共的な情報通信ネットワークの運用に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、デジタル化の推進に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

（中山間地域対策課）

**第15条の3** 中山間地域対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）中山間地域の総合対策の調整に関すること。
- （2）高知県中山間地域再興ビジョンに関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- （3）地域活性化対策に関すること。
- （4）中山間地域の集落対策に関すること。
- （5）離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促

- 進に関する法律（平成5年法律第72号）に関すること。
- (6) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に関すること（市町村振興課の主管に属する事項を除く。）。
- (7) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に関すること（農業政策課の主管に属する事項を除く。）。
- (8) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に関すること。
- (9) 中山間地域の生活環境の整備に関すること。
- (10) 鳥獣被害対策に関すること。
- (11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、中山間地域及び鳥獣対策に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- （移住促進課）

**第15条の4** 移住促進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住促進に関すること。
- (2) 高知県UIターンサポートセンターに関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、移住促進に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- （交通運輸政策課）

**第15条の5** 交通運輸政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 公共交通体系に関すること。
- (3) 公共交通の利用者対策に関すること。
- (4) 鉄道、軌道及びバスの対策に関すること。
- (5) 航空に関すること。
- (6) フェリーに関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- (7) 土佐くろしお鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に関すること。
- (8) とさでん交通株式会社に関すること。
- (9) 高知龍馬空港及び高知空港ビル株式会社に関すること。
- (10) 陸上運輸、海上運輸及び航空運輸に関すること。
- (11) 自動車運転代行業に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第15条の5の次に次の款名を付する。

**第1款の2** 総務部各課の分掌事務

第16条を次のように改める。

（財政課）

**第16条** 財政課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県議会に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- (2) 県の予算及び財政に関すること。
- (3) 県の地方交付税及び譲与税に関すること。
- (4) 県の起債に関すること。
- (5) 当せん金付証票に関すること。
- (6) 高知県財政調整基金、高知県減債基金、高知県退職手当基金、高知県職員等こころざし特

- 例基金及び高知県防災対策基金に関すること。
- (7) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
- (9) 部内の事務事業全般の見直しに関すること。
- (10) 部内の事務の総合調整に関すること。
- (11) 部内の庶務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第17条第21号中「行政文書」を「公文書」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

**第22条及び第23条** 削除

第25条第5号中「（令和3年法律第19号）」を削る。

第26条及び第27条を次のように改める。

**第26条及び第27条** 削除

第28条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第33条第3号中「へき地医療、」を削り、同条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とする。

第34条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) へき地医療に関すること。

(10) 自治医科大学に関すること。

第37条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同条第30号中「、生活及び水道」を「及び生活」に改め、同号を同条第29号とする。

第40条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 認知症施策に関すること。

第44条の2第15号中「被害者等」を「被害者」に改め、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第2章第2節第5款の款名を次のように改める。

**第5款** 文化生活部各課の分掌事務

第45条の次に次の1条を加える。

（国民文化祭課）

**第45条の2** 国民文化祭課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民文化祭に関すること。

(2) 全国障害者芸術・文化祭に関すること。

第46条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 文化財の保存及び活用に関すること。

(2) 高知県文化財保護審議会に関すること。

第49条から第51条までを次のように改める。

**第49条から第51条まで** 削除

第52条の見出しを「（産業政策課）」に改め、同条中「計画推進課」を「産業政策課」に改め、同条第9号及び第10号を削り、同条第11号を同条第9号とする。

第52条の2の見出しを「（産業イノベーション課）」に改め、同条中「産学官民連携課」を「産業イノベーション課」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 産学官民連携によるイノベーションの創出に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第2章第2節第6款の2の款名を削る。

第54条から第64条までを次のように改める。

**第54条から第64条まで 削除**

第65条第5号中「計画推進課及び」を削り、同条中第8号及び第9号を削り、第10号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和3年高知県条例第7号）に関する事。

(9) 新卒者及びU・Iターン人材等の県内就職の促進に関する事。

(10) 外国人材の受入れ及び共生に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第65条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 県内企業のデジタル技術活用の促進に関する事。

(2) デジタル化推進に資する人材育成に関する事。

第65条の2第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第70条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) IT・コンテンツ産業の振興に関する事。

(3) シェアオフィスの利用促進に関する事。

第73条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第8款の款名を次のように改める。

**第8款 観光振興スポーツ部各課の分掌事務**

第2章第2節第8款中第75条の次に次の2条を加える。

(スポーツ課)

**第75条の2 スポーツ課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。**

(1) 競技力の向上に関する事。

(2) 地域スポーツの振興に関する事。

(3) 障害者スポーツに関する事。

(4) 高知県スポーツ振興県民会議に関する事。

(5) 高知県スポーツ協会に関する事。

(6) 高知県スポーツ振興財団に関する事。

(7) 国民スポーツ大会に関する事。

(8) 県民体育館に関する事。

(9) 武道館に関する事。

(10) 弓道場に関する事。

(11) 障害者スポーツセンターに関する事。

(12) スポーツ科学センターに関する事。

(13) 前号に掲げるもののほか、スポーツに関する事（他の課の主管に属しない事務の処理に関する事）。

(スポーツツーリズム課)

**第75条の3 スポーツツーリズム課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。**

(1) スポーツツーリズムに関する事。

(2) スポーツを通じた地域振興に関する事。

第82条第5号中「農畜産物」を「農産物」に改め、同条第6号中「茶及び畜産物」を「及び茶」に改め、「（生乳に関するものを除く。）」を削り、同条第9号及び第10号中「農畜産物」を

「農産物」に改める。

第83条第5号を次のように改める。

(5) 畜産物の消費流通に関する事。

第86条第5号中「高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」を「高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（平成29年高知県条例第1号）」に改め、同条中第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 全国植樹祭に関する事。

第100条第5号中「優良建設工事表彰」を「優良建設工事施工者表彰」に改め、同条中第13号を第14号とし、第12号を削り、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「設計積算」を「設計積算基準」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 公共事業に係る新技術・新製品及び県産品の活用に関する事。

(9) インフラ分野のDXの推進に関する事。

第101条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第20号中「海岸」を「一般海域」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第21号を第20号とし、第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号を第22号とする。

第107条第13号中「都市防災総合推進事業」を「都市防災推進事業」に改める。

第111条の見出しを「（公園上下水道課）」に改め、同条中「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改め、同条第1号中「下水道行政」を「上下水道行政」に改め、同条第11号中「下水道」を「上下水道」に改め、同号を同条第12号とし、同条第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道に関する事。

第114条第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第3章第1節の節名を次のように改める。

**第1節 総合企画部に属する出先機関**

第3章第1節第1款の款名を削る。

第122条の見出しを「（東京事務所の設置）」に改める。

第3章第2節を削る。

第124条の次に次の節名を付する。

**第2節 総務部に属する出先機関**

第3章第2節第1款の2を同節第1款とする。

第129条及び第130条を削る。

第3章第2節第2款中第128条の次に次の4条を加える。

**第129条から第132条まで 削除**

第162条中「第12条第2項及び第4項」を「第12条第3項及び第5項」に改める。

第165条中「高知県女性相談支援センター設置条例」を「高知県女性相談支援センター及び高知県女性自立支援施設設置条例」に改める。

第166条各号を次のように改める。

(1) 困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、又は相談機関等を紹介すること。

(2) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助を行うこと。

(4) 困難な問題を抱える女性の自立の促進に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

く。)  
 (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。

第3章第5節の節名中「文化生活スポーツ部」を「文化生活部」に改める。  
 第235条第1項の表中

「  
 四万十市  
 」

を  
 「  
 高岡郡四万十町  
 」

に改め、同条第3項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県中央家畜保健衛生所 田野支所	安芸郡田野町	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央家畜保健衛生所 嶺北支所	土佐郡土佐町	長岡郡 土佐郡
高知県西部家畜保健衛生所 幡多支所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

第237条の表を次のように改める。

家畜保健衛生所名	課及び室名
高知県中央家畜保健衛生所	衛生第一課 衛生第二課 振興課 病性鑑定室
高知県西部家畜保健衛生所	衛生第一課 衛生第二課 振興課

第279条第1項中「理事（政策調整担当）、理事・東京事務所長」を「理事（人口減少・中山間担当）、理事・東京事務所長、理事・大阪事務所長」に改める。

第280条第2項中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に改める。

第281条中「総務部政策企画課」を「総合企画部政策企画課」に改める。  
 第286条第2項中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に改める。  
 第287条中「総務部政策企画課」を「総合企画部政策企画課」に改める。  
 第291条第1項中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に、「文化生活スポーツ部文化国際課長、産業振興推進部計画推進課長、中山間振興・交通部中山間地域対策課長」を「文化生活部文化国際課長、産業振興推進部産業政策課長」に、「観光振興部観光政策課長」を「観光振興スポーツ部観光政策課長」に改める。  
 第292条中「総務部政策企画課長」を「総合企画部政策企画課長」に改める。  
 第293条中「総務部政策企画課」を「総合企画部政策企画課」に改める。  
 第301条第2項の表中

「  

ワクチン接種推進監	新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	--

 」

及び

「  

スポーツ振興監	スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	-----------------------------

 」

を削り、

「  

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

 」

を

「  

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
スポーツ振興監	スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

 」

に改め、同表地域支援企画員の項中「計画推進課員駐在所」を「産業政策課員駐在所」に改め、同表中

「  

国営農地整備推進監	国営農地整備事業に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	---

 」

を削る。

第303条第1項の表中「総務部」を「総合企画部」に改め、「ワクチン接種推進監（健康政策部に限る。）」を削り、「国際交流振興監（文化生活スポーツ部）」を「国際交流振興監（文化生活部）」に改め、「スポーツ振興監（文化生活スポーツ部に限る。）」を削り、

「地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）」

を

「地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）」

スポーツ振興監（観光振興スポーツ部に限る。）」  
に、「計画推進課」を「産業政策課」に改め、「国営農地整備推進監」を削る。

第304条第2項の表中

工業技術センター	所長 次長 技術次長
----------	------------------

を

工業技術センター	所長 次長 技術次長 専門企画員
----------	---------------------------

に改める。

第305条の表中

福祉指導課の職員	長寿社会課、障害福祉課、障害保健支援課及び子ども家庭課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者
中山間地域対策課の職員	地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員

を

中山間地域対策課の職員	地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員
福祉指導課の職員	長寿社会課、障害福祉課、障害保健支援課及び子ども家庭課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者

に改める。

第306条の表中

高知県障害者介護給付費等不服審査会	高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）第2条の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づく市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	障害福祉課
-------------------	---	-------

を

高知県障害者介護給付費等不服審査会	高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）第2条の規定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づく市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	障害福祉課
高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例（令和6年高知県条例第2号）第16条第2項の規定に基づく調査の実施、同条第4項の規定によるあっせん案の作成及び当事者への提示、同条第6項の規定によるあっせンを終了した旨の当事者への通知及びあっせんの結果の知事に対する報告並びに同条例第17条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別の解消に必要な措置に係る知事に対する勧告の求めに関する事務	障害福祉課

に改め、同表高知県公立大学法人評価委員会の項中「各事業年度及び」を削り、同表高知県スポーツ振興県民会議の項を削り、同表中

高知県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	雇用労働政策課
--------------	---	---------

を

高知県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	雇用労働政策課
高知県スポーツ振興県民会議	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ課

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 令和6年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部秘書課	総合企画部秘書課
総務部政策企画課	総合企画部政策企画課
総務部広報広聴課	総合企画部広報広聴課
総務部デジタル政策課	総合企画部デジタル政策課
文化生活スポーツ部文化国際課	文化生活部文化国際課
文化生活スポーツ部歴史文化財課	文化生活部歴史文化財課
文化生活スポーツ部県民生活課	文化生活部県民生活課
文化生活スポーツ部私学・大学支援課	文化生活部私学・大学支援課
文化生活スポーツ部スポーツ課	観光振興スポーツ部スポーツ課
産業振興推進部計画推進課	産業振興推進部産業政策課
産業振興推進部産学官民連携課	産業振興推進部産業イノベーション課
中山間振興・交通部中山間地域対策課	総合企画部中山間地域対策課
中山間振興・交通部移住促進課	総合企画部移住促進課
中山間振興・交通部鳥獣対策課	総合企画部中山間地域対策課
中山間振興・交通部交通運輸政策課	総合企画部交通運輸政策課
観光振興部観光政策課	観光振興スポーツ部観光政策課
観光振興部国際観光課	観光振興スポーツ部国際観光課
観光振興部地域観光課	観光振興スポーツ部地域観光課
土木部公園下水道課	土木部公園上下水道課

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

- 3 高知県県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「高知県総務部広報広聴課長」を「高知県総合企画部広報広聴課長」に改める。  
第14条中「広報広聴課」を「広報広聴課長」に改める。

(高知県庁内防火等管理規則の一部改正)

- 4 高知県庁内防火等管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。  
別表中「高知県総務部秘書課課長補佐」を「高知県総合企画部秘書課課長補佐」に改める。

(高知県庁舎管理規則の一部改正)

- 5 高知県庁舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「総務部秘書課長」を「総合企画部秘書課長」に改める。  
(高知県文化基金管理規則の一部改正)
- 6 高知県文化基金管理規則（昭和53年高知県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「高知県文化生活スポーツ部長」を「高知県文化生活部長」に改める。  
(高知県文化賞授与規則の一部改正)
- 7 高知県文化賞授与規則（平成7年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。  
第8条第3項中「高知県文化生活スポーツ部長」を「高知県文化生活部長」に改める。  
(高知県私立学校法等施行細則の一部改正)
- 8 高知県私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「高知県文化生活スポーツ部私学・大学支援課」を「高知県文化生活部私学・大学支援課」に改める。  
(高知県スポーツ振興県民会議規則の一部改正)
- 9 高知県スポーツ振興県民会議規則（令和5年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「高知県文化生活スポーツ部スポーツ課」を「高知県観光振興スポーツ部スポーツ課」に改める。  
(高知県立都市公園条例施行規則の一部改正)
- 10 高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。  
第11条第3項中「高知県土木部公園下水道課」を「高知県土木部公園上下水道課」に改める。  
(高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)
- 11 高知県流域下水道事業職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（令和2年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「土木部公園下水道課長」を「土木部公園上下水道課長」に改める。  
(高知県流域下水道事業財務規則の一部改正)
- 12 高知県流域下水道事業財務規則（令和2年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「公園下水道課に」を「公園上下水道課に」に改め、同項第2号を次のように改める。  
(2) 土木部公園上下水道課 土木部公園上下水道課長及び公園上下水道課課長補佐（2人以上あるときは、土木部公園上下水道課長が指定した者とする。）  
第2条第2項中「土木部公園下水道課長」を「土木部公園上下水道課長」に改め、同条第4項中「土木部公園下水道課課長補佐」を「土木部公園上下水道課課長補佐」に、「土木部公園下水道課長」を「土木部公園上下水道課長」に改める。  
第9条中「土木部公園下水道課」を「土木部公園上下水道課」に改める。